南河内基礎自治機能充実強化協議会規約

（目的）

第１条　この協議会は、大阪府の南河内地域に位置する２市２町１村が、急激な人口変動の中、様々な行政課題に対応し、将来にわたって持続的かつ安定的に住民サービスを提供できるよう、人材、財源、施設等の限られた資源を地域として有効に活用し、共同で行財政改革や公民連携、さらなる広域連携に取り組むとともに、選択肢の一つとして、市町村合併の調査及び研究を行うなど、将来のあり方等について幅広い検討・議論を行い、もってこの地域のさらなる発展・成長に資することを目的とする。

（名称）

第２条　この協議会は、南河内基礎自治機能充実強化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（構成団体）

第３条　協議会は、羽曳野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村（以下「２市２町１村」という。）及び大阪府で構成する。

（事業）

第４条　協議会は、第１条の目的を達成するため、次の事業を行う。

　　（１）地域の現況、将来の予測等に関する調査及び研究

（２）行財政改革、公民連携及び広域連携を推進するための調査並びに研究

（３）市町村合併の調査及び研究

（４）基礎自治機能の充実・強化についての住民の理解促進に関する調査及び研究

（５）その他必要な事業

（構成員）

第５条　協議会の構成員は、２市２町１村の市町村長（職務代理者及び市町村長の委任を受けた副市町

村長を含む。以下同じ。）及び大阪府総務部市町村局長とする。

（会議）

第６条　協議会の会議は、第４条に定める事業について協議し、決定する。

２　協議会の会議は、構成員が招集する。

３　協議会は、協議会の会議に、構成団体の議会の議員、学識経験者等を出席させることができる。

４　協議会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、構成員が必要と認めるときは、会議を公開しないことができる。

（幹事会）

第７条　協議会の事務を補助するため、幹事会を設置する。

２　幹事会は、２市２町１村の副市町村長及び企画担当部長並びに大阪府総務部市町村局振興課長をもって構成する。

３　幹事会の会議は、２市２町１村の副市町村長又は大阪府総務部市町村局振興課長が必要に応じて招集する。

４　幹事会は、幹事会の会議に、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

５　幹事会は、幹事会の下に、必要に応じて具体的作業を進めるための作業部会を設けることができる。

（事務局）

第８条　協議会の事務を処理するため、大阪府総務部市町村局に事務局を置く。

（雑則）

第９条　この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、構成員が協議して定める。

附　則

この規約は、令和７年４月25日から施行する。